

# 市政 トピックス



後期高齢者医療被保険者証

## 平成20年4月から高齢者の医療制度が変わります

問合先 高齢福祉医療課 (☎51・2338)

平成20年4月1日から、県内に住所がある75歳以上の方や65歳以上で一定の障害のある方は、現在、老人保健と共に加入している国民健康保険や社会保険を脱退して後期高齢者医療保険に加入していただきます。

窓口での医療費負担に関しては現行と同じ1割(現役並み所得者は3割)です。

### 主な変更点

#### 被保険者証が1枚になります

これまでは、加入している被保険者証と老人保健受給者証の2枚が必要でしたが、後期高齢者医療被保険者証の1枚になります。

4月以降、いままでの被保険者証は使えなくなります。

#### 被保険者証の送付

現在、老人保健の対象者となっている方には3月下旬までに被保険者証(カード様式)を送付します。お手元に届いたら住所・氏名を確認してください。4月以降に75歳になる方は誕生日の前に送付します。

#### 医療費以外の給付を新設

生活習慣病予防を目的とした特定健康診査が無料で受診できます(現在、糖尿病などの生活習慣病の治療をしている方は対象となりません)。後日受診券を送付しますの

で、お近くの医療機関、校区巡回健診で受診してください。また、被保険者が亡くなったときは、葬祭費として5万円が支給されます。

#### 保険料は個人単位にかかります

保険料は都道府県ごとに設定される個人単位で算出します。均等割額(被保険者全員が負担する額)と所得割額(所得のある方が負担する額)の合計を保険料として支払ってください。

愛知県の基本保険料は表1のとおり。

#### 軽減措置について

所得により均等割額を軽減(表2参照)。社会保険等の被扶養者は均等割額を2年間に限り半額に軽減。平成20年4月～9月は

保険料全額免除、10月～来年3月は均等割額の9割を軽減する特別措置があります。

#### 保険料の納付について

年6回、次の方法で納付してください。

介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金の受給額の2分の1以下で、年間18万円以上の年金受給者は年金から天引きされます(特別徴収)。特別徴収とならない方は納入通知書によって金融機関で納めていただきます(普通徴収)。

#### 平成20年度の保険料納付月

##### 特別徴収

国民健康保険に加入している年金受給者(4月から)

普通徴収

右記以外の方(8月から)

社会保険等の被扶養者は10

月から

申請や届け出はそのままでもお市の窓口で受付します。

表1 愛知県の基本保険料(年金収入のみの場合)

均等割額 (年額)	40,175円
所得割額 (年額)	(年金収入額 - 120万円 - 33万円) × 7.43%

年金収入が330万円未満の計算例

表2 所得に応じた均等割額の軽減

同一世帯に属する世帯主・被保険者の前年の所得の合計金額	軽減	均等割額
33万円以下の世帯	7割	12,052円
33万円 + (24万5千円 × 世帯主を除く被保険者数)円以下の世帯	5割	20,087円
33万円 + (35万円 × 世帯主を含む被保険者数)円以下の世帯	2割	32,140円

判定時には公的年金等の所得からは15万円が控除されます年間50万円の上限があります

# 平成20年4月から国民健康保険制度が一部変わります

**75歳の誕生日を迎えた方は国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行**

詳細は本紙2ページの「高齢者の医療制度が変わります」をご覧ください。

**4月1日から退職者医療制度の**

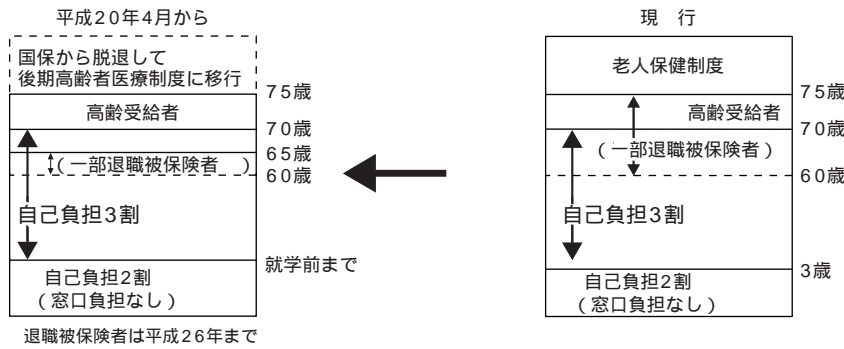
**対象年齢が65歳未満に変わります**

65歳以上の退職者は保険証の切り替えの手続きの必要はなく、該当する方には新しい一般国保の保険証をお送りしますので、医療機関にかかるときは、新しい保険証を窓口にて提示してください。

**乳幼児の医療費自己負担軽減対象の拡大**

「3歳未満」の保険制度上の自己負担割合(2割)が「小学校入学前」までに拡大されます(今までどおり愛知県内の医療機関での窓口負担はありません)。  
**高額医療・高額介護合算制度の新設**  
 世帯内に介護サービス利用者がいるとき、高額療養費の自己負担額と介護保険サービス利用料の年間自己負担額を合算して、高額介護合算療養費の限度額を超えた分が支給されます。

年間とは8月から翌年の7月まで



## 食事・居住費の負担額 (食事: 1食につき、居住費: 1日につき)

区分		食事	居住費
住民税課税世帯の方	生活療養( )算定施設	460円	320円
	生活療養( )算定施設	420円	
住民税非課税世帯の方	低所得	210円	320円
	低所得 (所得が一定基準に満たない者)	130円	

**療養病床入院時の食費・居住費負担対象が65歳以上になります**  
 療養病床に入院したときの「食費・居住費」を負担する対象年齢が70歳以上から65歳以上に変わります。

### 問合せ

保険給付について/国保年金課保険給付グループ(☎51・22285)  
 保険の届出について/国保年金課窓口グループ(☎51・22293)  
 口座振替について/納税課(☎51・2235)

### 国民健康保険税の口座振替を利用している方へ

75歳以上の方は後期高齢医療の保険料を個人単位で負担します。一方、国民健康保険は、世帯単位で計算した保険税を世帯主(国保の被保険者でない方を含みます)が負担します。このため現在、保険税の納付を口座振替にしている世帯で、口座名義人が75歳以上である場合、口座名義人が国保を脱退した後も同世帯に国保加入者がいると、引き続きその保険税は、脱退した方の口座から振り替わることとなります。他の口座に変更したい方、または口座振替を廃止したい方は金融機関、ゆうちょ銀行の窓口で届け出をしてください。詳しくは、納税課へお問い合わせください。